工業系土地利用 記入日：　　　年　　月　　日

【デザインの基本的考え方】

☞ ガイドラインP25

チェックリストの記入に当たっては、「美しい都市づくりのためのデザインガイドライン」の該当ページを参照してください。

【記入例】

☞ ガイドラインP81

敷地とまちとの関係性チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地 | 戸田市 |
| 立地特性の読み解き | 対象地周辺の景観等について、読み取った結果を記入してください。（周辺のまち並みの特徴、道路や公園などの公共空間からの見え方、地域の歴史や営み　等）☞ ガイドラインP9 |
| 景観形成のコンセプト | 立地特性を読み解いた結果と、周辺との調和を考慮して、検討したコンセプトを記入してください。☞ ガイドラインP13 |
| 景観資源への配慮 | 敷地周辺に景観資源がある場合には、あてはまるテーマに応じた配慮のポイントを考慮して、具体的に配慮した点を記載してください。【あてはまるテーマ】　[ ]  水辺　　[ ]  緑　　[ ]  歴史・文化　　[ ]  人の集まる場所（印をつけてください）　　　[ ]  暮らし　　[ ]  その他（　　　　　　　　　　　　　　　）【具体的に配慮した点】☞ ガイドラインP14 |

項目ごとのチェックリスト

デザイン上特に配慮が望まれるものが、配慮事項としてあげてあります。項目を確認し、配慮した項目については印をつけてください。また、配慮した点や配慮できなかった点（その他留意した点）について、記入欄に具体的に記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ａ配置 | Ａ-３ 道路等の公共空間と周辺との関係を考慮し、ゆとりある配置となるよう配慮する☞ ガイドラインP36 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　壁面の位置や塀の位置を隣とそろえる。[ ] 　敷地内の空地は歩道と一体となるよう配置する。[ ] 　建物の高さを隣とそろえる。 |
| Ａ-５ 駐車場は道路から自動車が直接見えにくい配置とするか、植栽等により周囲の景観と調和した配置とする☞ ガイドラインP37 |
| [ ] 　車庫開口部が通りに直接面しないような配置とする。[ ] 　車庫開口部が通りに面する場合は、色彩や建物デザインを工夫し、車や路面が目立たないようにする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| Ａ配置 | Ａ-６ 敷地内には、地域の特徴づけにつながる緑や季節を感じさせる草木等を周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、配置する☞ ガイドラインP38 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　植栽の延長を道路や水辺側に対しできるだけ長くとる。[ ] 　敷地が水辺に面している場合は水辺側に、できるだけまとまりのある緑を配置する。[ ] 　出入口やコーナー部を緑によって特徴づける。 |
| 形 態 意 匠形 態 意 匠 | Ｂ外壁等 | Ｂ-３ 長大な壁面が生じる場合は、単調にならないよう工夫する☞ ガイドラインP40 |  |
| [ ] 　凹凸をつけるなど表情を生み出すよう工夫する。[ ] 　壁面を区分するように配慮した色彩とする。 |
| Ｂ-５ まち並みに調和したデザインとする☞ ガイドラインP41 |
| [ ] 　周囲の建物の外壁と意匠上の共通点を設けデザインイメージを合わせる。 |
| Ｂ-７ 工業系施設の場合、親しみやすさとともに、特徴的な素材や形態をいかした景観の演出にも配慮してデザインする☞ ガイドラインP43 |
| [ ] 　壁面にグラフィックを用いる場合は親しみやすさを生み出すよう工夫する。[ ] 　建物内部の様子や活動が感じられるよう、閉鎖的になりすぎない開口部とする。[ ] 　構造体や開口部をアクセントとなるよう色彩に配慮する。 |
| Ｂ-８ 中高層住居系施設や商業・業務系施設の場合、エントランス（玄関）は、わかりやすく印象的なデザインとする☞ ガイドラインP44 |
| [ ] 　奥行きの感じられる空間とする。 |
| Ｂ-９ 敷地内の立体駐車場は、建物本体と調和するようデザインする☞ ガイドラインP44 |
| [ ] 　立体駐車場は緑化修景等によって周辺の建物との違和感がないように気をつける。 |
| Ｃ屋根 | Ｃ-１ 周辺の建物と調和するようデザインする☞ ガイドラインP45 |  |
| [ ] 　屋根の色彩は、外壁の素材や色彩を考慮して突出しないよう配慮する。[ ] 　高所からの眺めに配慮し、屋根の色彩や素材に配慮する。[ ] 　高所からの眺めに配慮し、屋上緑化を施す。[ ] 　傾斜屋根や屋上緑化など、住宅地との関連性に配慮する。 |
| Ｄ屋外設備等 | Ｄ-１ 室外機や屋上設備などの設備機器は、周囲との調和や中間領域におけるかかわりを意識し、目立たないよう工夫する☞ ガイドラインP46 |  |
| [ ] 　建築設備類や変圧器、分電盤等は極力建物との一体化を図る。[ ] 　設備類が露出する場合は、壁面と同系色の塗装を施すか、あるいは逆にアクセント色で塗装する。[ ] 　建物と一体的になっている工作物は、色彩等を工夫し総合的にデザインする。[ ] 　広告・看板類は建物と一体的にデザインする。[ ] 　出入口の看板は、植栽と一緒にするなど周囲も含めてデザインする。 |
| Ｄ-２ 外階段は建物と一体的に計画するなど、建物本体との調和を図る☞ ガイドラインP47 |
| [ ] 　外階段は、ルーバーで覆う、建物の一部に取り込む等の修景をする。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準と配慮事項 | 記入欄 |
| 形 態 意 匠 | Ｅ外構・緑化等 | Ｅ-３ 敷地の接道部は、閉鎖的な塀の設置は避けるなど開放的にしつらえ、ゆとりのあるデザインとする☞ ガイドラインP48 | 具体的に配慮した点、配慮できなかった点を記載 |
| [ ] 　オープンスペースを配置する。[ ] 　フェンスは植栽よりも建物側に設置する。[ ] 　植栽やフェンスを道路から敷地内に引き込んだ位置に設置する。 |
| Ｅ-４ 駐車場の緑化、建物の壁面緑化等により、緑豊かな空間づくりに努める☞ ガイドラインP50 |
| [ ] 　芝ブロック等により、青空駐車場の路面が目立たないような工夫をする。[ ] 　駐車場は道路から直接見えないように植栽で修景する。[ ] 　建築壁面を部分的に覆うような植栽を工夫する。 |
| Ｅ-５ 敷地内に緑等がある場合は、できる限り保存・活用を図る☞ ガイドラインP51 |
| [ ] 　既存の樹木は保全し、外構デザインの一部としていかす。 |
| Ｆ色彩 | Ｆ-１ 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮する☞ ガイドラインP53 |  |
| [ ] 　部位や外装材の変化と合わせて色彩を積極的に使い分け、スケール感を軽減する。[ ] 　威圧感のある低明度色や派手で視界を遮るような高彩度色を大面積で使用しないようにする。 |
| Ｆ-４ 明るく親しみやすい色彩を基調とし、周辺との調和を図る☞ ガイドラインP53 |
| [ ] 　中・高明度で低彩度の色彩を基調とする。[ ] 　美観の維持に適した色彩となるよう配慮する。 |
| Ｇ夜間 照明 | Ｇ-１ 暖かみのある光源を用い、周囲と調和した夜間景観を演出するよう照明方法等を工夫する☞ ガイドラインP54 |  |
| [ ] 　暖かみを感じる色温度の低い光源を用いる。[ ] 　建物全体を照らすのではなく、壁面の間接照明を用いたり照明器具の設置高さを工夫するなど建物の大きさを感じさせないよう配慮する。[ ] 　サインや屋外広告物の照明は上空への光漏れを防ぐため、上から下方向に光を当てる。 |
| Ｇ-２ 点滅・動光する誘目性の高い光源は使用しない。ただし、他の法令により規定されている光源や、景観上支障がないと市長が認めるものは除く☞ ガイドラインP56 |  |
| [ ] 　法令等により規定されているもの以外に点滅・動光する光源を使用しない。 |
| その他 | 上記の項目以外でも特に配慮した点があれば記入してください。 |